

排水設備工事に係る取扱要綱

平成17年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第2号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1から2まで	1	1から2まで	1	追録加除整理一覧表の次へ
第1部	5から6まで	1	5から6まで	1	4の次へ
	23から24まで	1	23から24まで	1	22の次へ
第2部	28から29まで	1	28から29まで	1	27の次へ
	38から39まで	1	38から39まで	1	37の次へ
	42から43まで	1	42から43まで	1	41の次へ
	54から59まで	3	54から59まで	3	53の次へ
第3部	60から61まで	1	60から61まで	1	第3部表紙の次へ
	64から67まで	2	64から67まで	2	63の次へ
	72	1	72	1	6中見出しの次へ
	73から 79-1まで	6	73から 79-2まで	12	7中見出しの次へ
第4部		—	第4部表紙から 79-20まで	13	79-2の次へ
第5部	第4部表紙から 80まで	2	第5部表紙から 80まで	2	79-20の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共柵設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 靴洗い場排水の取扱	79
12. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15

第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真（1）	90
別紙 10-2 工事写真（2）	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表（給排水検査係控）（普及係控）	94
別紙 14 排水設備検査済書	95
別紙 15 取り止め届	96

（参考資料）

函館市下水道事業関係例規

第 1 部

1. 目的

この取扱は、函館市における排水設備工事の適正を図るため、工事に必要な事項を定める。

1. 排水設備工事は、下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. この取扱に特に記載していない排水設備工事の設計施工技術に関する資料は、財団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」などによるものとする。
3. その他、この取扱に記載されていない事項については、函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 下水道の概要

(1) 用語の定義

- ① 下水とは、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下「汚水」という。）または雨水をいう。
汚水とは、人間の消費生活または生産活動に伴って生ずるすべての不用品水をいい、雨水とは、雪解け水、湧水、地下水等の自然水をいう。
- ② 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- ③ 流域下水道とは、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、および処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- ④ 排水設備とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活廃水、事業用廃水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- ⑤ 除害施設とは、函館市下水道条例第5条の2および第5条の3の各号に掲げる項目の基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する場合に設ける施設をいう。

(2) 下水の排水に関する区域

① 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる区域で、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域とする。

② 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる区域で、下水道法第9条第2項の規定により公示された区域とする。

③ 分流改造区域

ア 終末処理場に接続されていない合流式下水道として整備した区域で、その後、終末処理場に接続した公共下水道管の布設整備を行い、分流式の排除方式とするために分流改造工事を必要とする区域とする。

イ 区域は、新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，浅野町，吉川町，北浜町，港町1丁目，港町2丁目，港町3丁目，追分町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町および宮前町の全域と松風町，若松町，千歳町および亀田港町の一部の区域とする。

(3) 排除方式

① 合流式

汚水と雨水を混在して公共下水道（合流管）に排除し、終末処理場で処理する方法。

② 分流式

汚水は公共下水道（污水管）に排除し終末処理場で処理し、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に排除し河川等に排水する方法。

100	第73号	下水道終末処理施設
101	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

ダイオキシン類対策法特定施設

号番号		施設	設
ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条別表第2			
1	第1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
6	第6号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
7	第7号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ（3・2-b：3'・2'-m）トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
9	第9号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
10	第10号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
11	第11号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
12	第12号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
13	第13号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
14	第14号	第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

【取扱】

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水枡の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水枡がない場合や、除害施設等の場合は、担当係と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水枡、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水枡などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水枡等につまりや破損等があった場合は、下水道維持係と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないよう設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないよう留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ下水道課および業務課に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

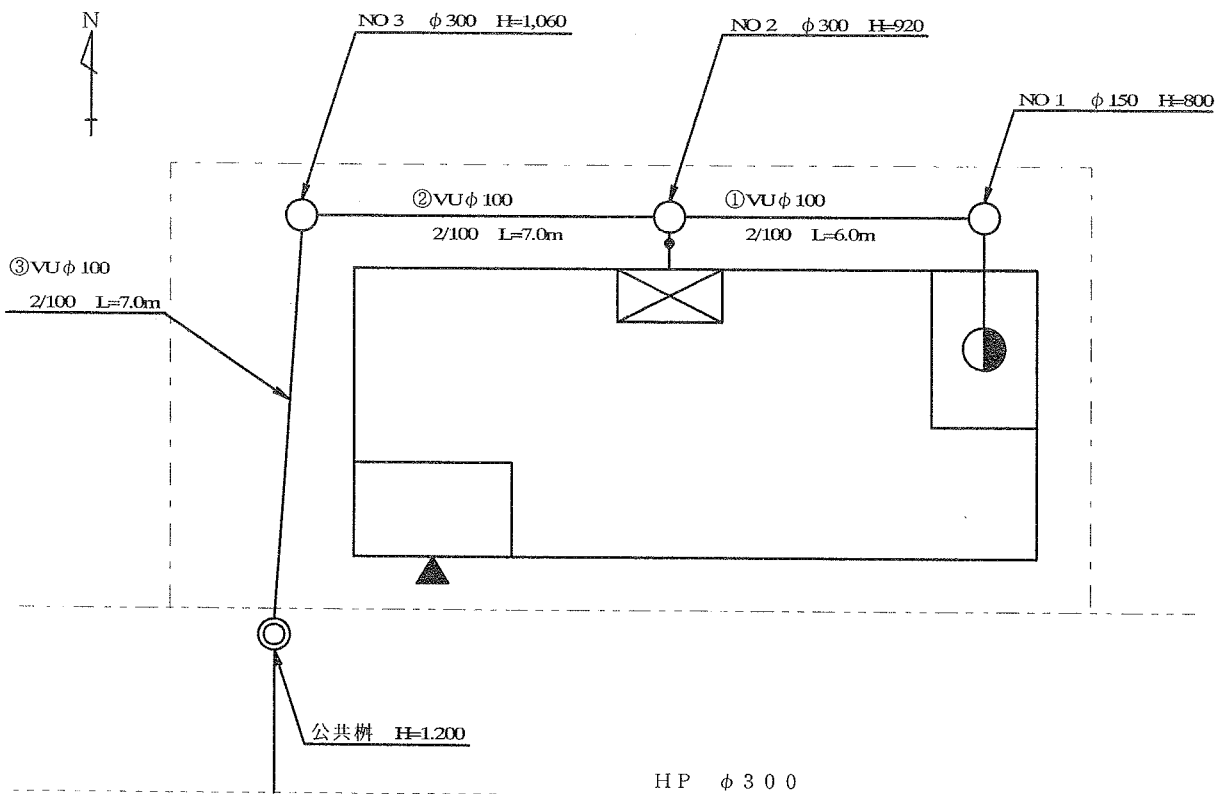
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水柵と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，柵の大きさ，深さ，柵番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

【取扱一】

② 通気管の管径

ア 各個通気の管径は、最小管径30mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は50mm以上とすること。

イ ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の1/2以上であること。

ウ 排水横枝管の逃し通気の管径は、それに接続される排水横枝管の管径の1/2以上であること。

③ 通気管の末端の取扱（図-6参照）

ア 屋根を貫通する場合は、屋根から15cm以上立ち上げて、大気中に開口しなければならない。

イ 屋根を庭園，運動場，物干し場などに使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて、大気中に開口しなければならない。

ウ 建物および隣接建物の出入口，窓，換気口などの附近にある場合は、それらの換気用開口部の上端から60cm以上立ち上げて大気中に開口しなければならない。換気用開口部の上端から60cm以上立ち上げられない場合は、換気開口部から水平に3m以上離さなければならない。

エ 寒冷地および積雪地の通気管の開口部は、凍結や積雪によって閉ざされないようにしなければならない。

図-5 各種通気管の種類

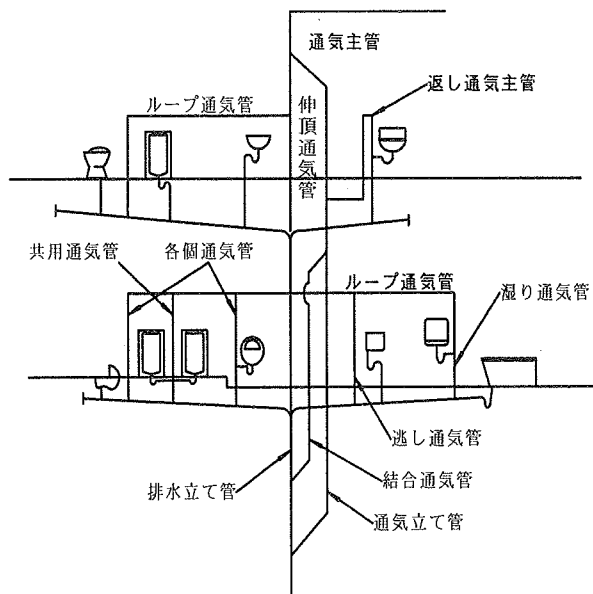
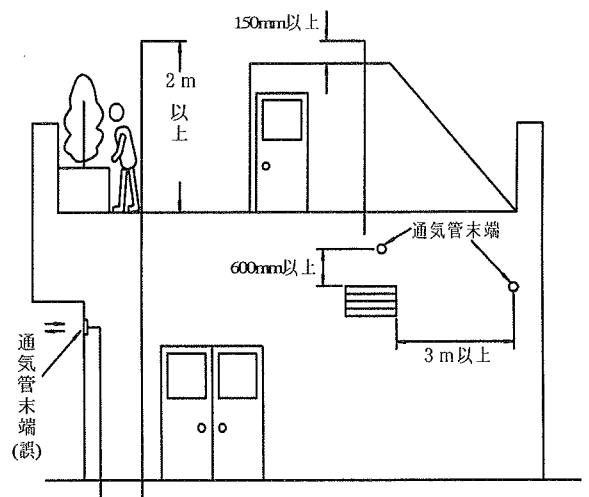


図-6 通気管末端の開口位置



(4) 間接排水 (図-7, 表-7 参照)

冷蔵庫などの器具が, 知らない間に非衛生的な状態となって, 衛生上危険なことがないようにするため, 一般の排水系統へ直接排水することなく, 一度大気中で縁を切り, それから一般排水系統へ接続している器具または水受け容器の中へ排水することをいい, 間接排水を必要とする器具は下記のとおりである。

① サービス用機器

ア 冷蔵関係: 冷蔵庫, 冷凍庫, ショーケースなど食品冷蔵冷凍機器。

イ 厨房関係: 皮むき機, 洗米機, 蒸し機, スチームテーブル, ソーダファンテン, 製氷機, 食器洗浄機, 消毒器, カウンター流し, 食品洗用流し, すすぎ用流しなどの厨房用機器。

ウ 洗濯関係: 洗濯機, 脱水機などの洗濯用機器。

エ 水飲み器: 水飲み器, 飲料用冷水器, 給茶器。

② 医療, 研究用機器

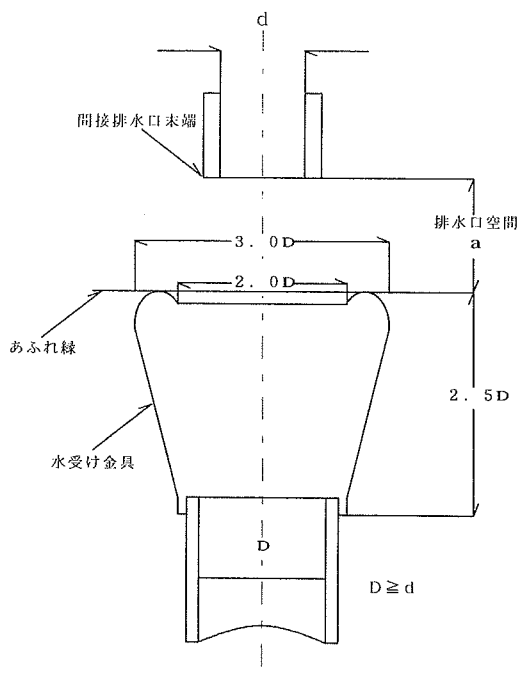
蒸留水装置, 滅菌水装置, 滅菌器, 消毒器, 洗浄装置などの医療・研究用機器。

③ 水泳用プール

プール自体の排水, 周縁に設けられたオーバーフローからの逆流水。

図-7 間接排水

表-7 排水口空間



間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25以下	最小 50
30~50	最小 100
65以上	最小 150

各種の飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は, 上表にかかわらず最小150mmとする。

5. トラップ（防臭装置）

（1）トラップの要件

- ① 構造が簡単で排水管の材質と同程度のもので，器具に接続しやすいこと。
- ② 非吸水性，耐食性の材質で，流水内面が平滑であること。
- ③ トラップ自身の作用により，容易に内部が洗浄されること。
- ④ トラップの封水深は，50mm以上100mm以下とすること。
- ⑤ 検査掃除等が容易であること。

（2）トラップの種類（図－11）

① Pトラップ（1／2Sトラップ）

Pトラップは，Sトラップとともに，洗面器，大便器等に広く使用される型である。Pトラップは，これに通気管を設ければ，封水が安定し，理想的な型である。

② Sトラップ

Sトラップは，きわめて自己サイホン現象を起こしやすい型であり，使用の際は注意が必要である。

③ Uトラップ（ランニング・トラップ）

Uトラップは，排水管の流速を阻害し，汚物などの停留を招くおそれがあるので，設置場所に注意を要する。

④ ドラムトラップ（胴トラップ，Dトラップ）

ドラムトラップは流し類の排水用に用いられ，封水破壊のおそれの少ない特徴がある阻脂用として，ホテル，レストラン等の調理場などに用いられる。

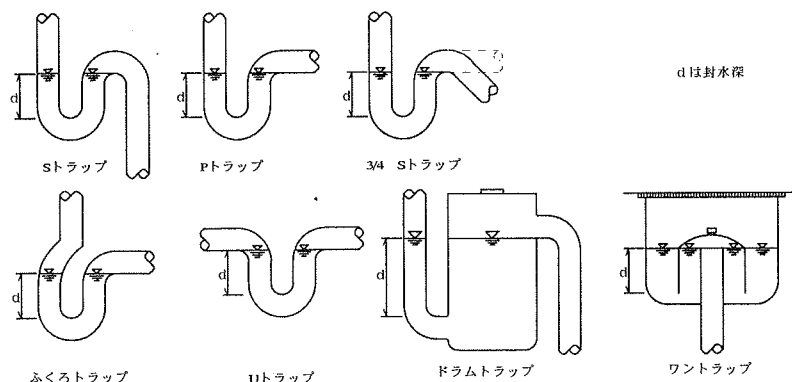
⑤ ワントラップ（ベルトトラップ，床排水トラップ）

ワントラップは，床排水，流しなどによく使用される型であるが，上部のワン金物の可動部を取れば，トラップの価値を失う構造である。特に床の洗浄が少ない床トラップでは，水の補給を怠って封水を破られることがあり，使用する場合，注意を要する。

⑥ トラップ付柵

通気管が設置されていない場合は，すべて，通気できる蓋を使用しなければならない。

図－11 トラップの例



(3) トラップの設置

トラップは、なるべく排水口に接近し、かつ管理上支障のない場所で、万一取替え、あるいは修理の場合も容易な位置とし、できるだけ掃除口を設けること。

トラップは器具各個ごとに（1器具1個）設けることを原則とするが、やむを得ず共用する場合は、器具数が3個以上とならぬよう、また排水管の長さが長くないような箇所に設けること。特に、寒冷地においては、封水の凍結防止に留意すること。

6. 材料および器具

使用材料および器具は、排水設備が半永久的に使用されることを前提に次の事項に留意すること。

- (1) 長期間の使用に耐えるように強度が十分あって、かつ水質、水温による劣化等の変化のないものを選定する。
- (2) 清掃や補修等の維持管理が容易であること。
- (3) 設置する場所の環境（地中、水中、大気中等）に適応しているものを選択する。
- (4) 材料および器具は、経済性、安全性、品質の安全性、互換性等を考慮し、次の規格品のものを使用する。
 - ア JIS（日本工業規格）
 - イ JAS（日本農林規格）
 - ウ JWWA（日本水道協会規格）
 - エ JSWAS（日本下水道協会規格）
 - オ SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）
 - カ AS（塩化ビニール管、継手協会規格）
 - キ WSP（日本水道鋼管協会規格）
 - ク MDJ（排水鋼管継手工業会規格）
 - ケ JCDA（日本銅センター規格）

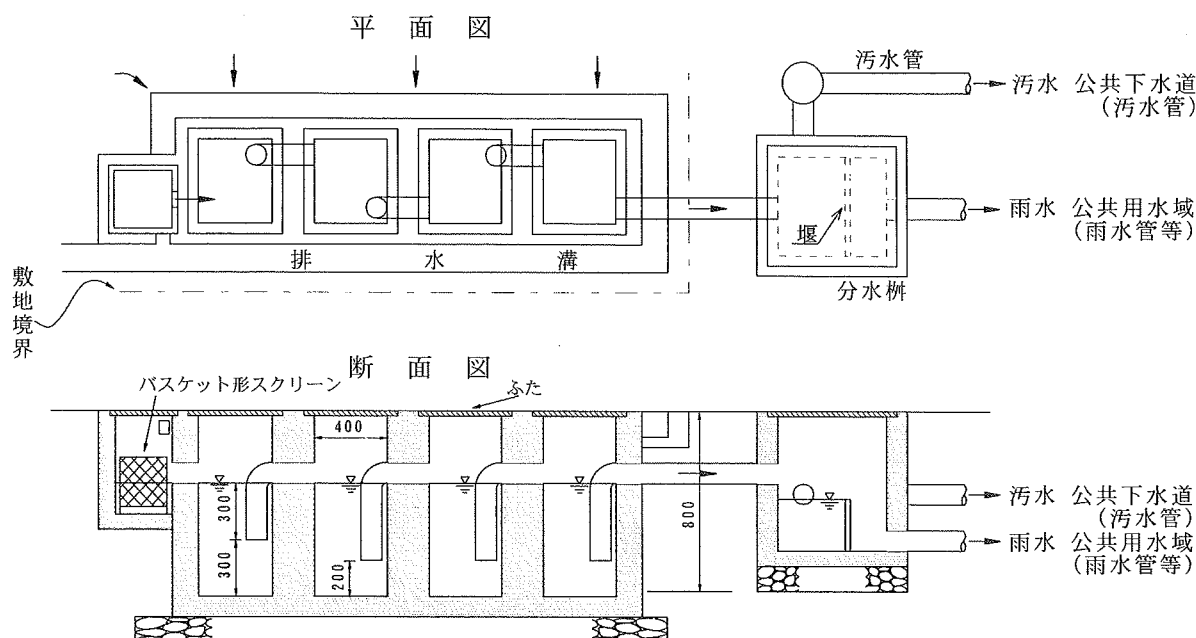
なお、規格のないものについては、形状、材質、強度等が目的に十分対応できることを確認すること。

7. 施工

(1) 法令の遵守等

- ① 工事の施工にあたっては、当該取扱要綱のほか下水道法、函館市下水道条例および同施工規程ならびに、関係法令を遵守し、適正な工事と事故防止に十分留意すること。
- ② 工事現場の安全管理（保安及び建築物の補強）については、十分注意をすること。

図-22 オイル阻集器の例



(2) サンド阻集器

排水中に泥、砂などを多量に含むときは、サンド阻集器を設けて泥、砂を阻止する。底部の泥だめ深さは、150mm以上とする。

(3) ヘア阻集器

理髪店、美容院の洗髪器に取り付けて、毛髪が排水中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設ける。

(4) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

(5) プラスチック阻集器

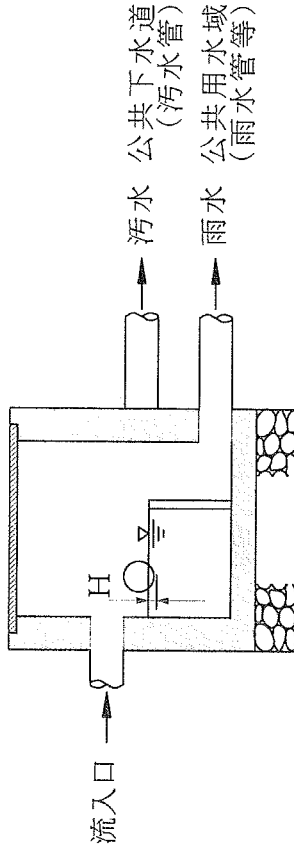
外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスチック、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスチックは、排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

(6) 阻集器の維持管理

阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈澱物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて適正に処分すること。

表一12 分水堰高流量表 (例)



φ100 (VU) 近似内径 107mm

流量 $Q = A \times V$ n : 粗度係数 = 0.010

勾配 堰高(H) H mm	1%			1.5%			2%			径深(R) m	濶辺 m	面積 m ²
	流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec	流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec	流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec			
2	0.017	0.000005	0.120	0.021	0.000006	0.148	0.024	0.000007	0.170	0.00132	0.02935	0.00004
5	0.120	0.000033	0.220	0.147	0.000041	0.269	0.170	0.000047	0.311	0.00326	0.04663	0.00015
8	0.327	0.000091	0.298	0.401	0.000111	0.365	0.463	0.000129	0.422	0.00515	0.05927	0.00030
10	0.524	0.000146	0.344	0.642	0.000178	0.421	0.741	0.000206	0.486	0.00637	0.06649	0.00042
15	1.224	0.000340	0.443	1.499	0.000416	0.543	1.730	0.000481	0.627	0.00934	0.08213	0.00077
20	2.210	0.000614	0.528	2.707	0.000752	0.647	3.125	0.000868	0.747	0.01214	0.09568	0.00116
25	3.467	0.000963	0.603	4.246	0.001179	0.738	4.903	0.001362	0.852	0.01480	0.10796	0.00160
30	4.971	0.001381	0.669	6.088	0.001691	0.819	7.030	0.001953	0.946	0.01729	0.11942	0.00206
35	6.696	0.001860	0.728	8.201	0.002278	0.891	9.470	0.002630	1.029	0.01962	0.13030	0.00256
40	8.612	0.002392	0.780	10.548	0.002930	0.955	12.180	0.003383	1.103	0.02179	0.14078	0.00307
45	10.687	0.002969	0.827	13.089	0.003636	1.013	15.114	0.004198	1.169	0.02378	0.15100	0.00359
50	12.885	0.003579	0.868	15.781	0.004384	1.064	18.223	0.005062	1.228	0.02559	0.16107	0.00412
53	14.248	0.003958	0.891	17.450	0.004847	1.091	20.149	0.005597	1.260	0.02659	0.16708	0.00444
満管	28.954	0.008043	0.894	35.461	0.009850	1.095	40.947	0.011374	1.265	0.02675	0.33615	0.00899

図-23 プラスタ阻集器の例

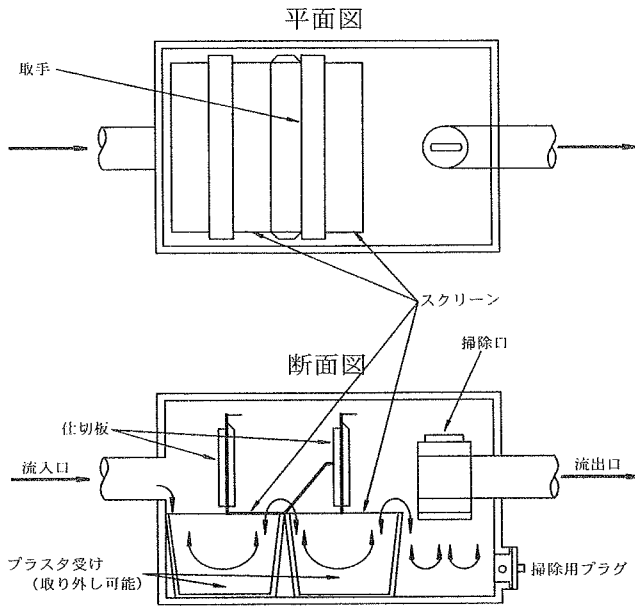


図-24 ランドリー阻集器

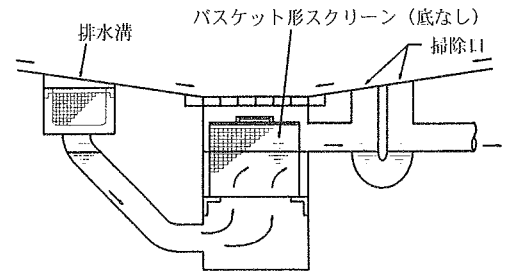


図-25 サンド阻集器の

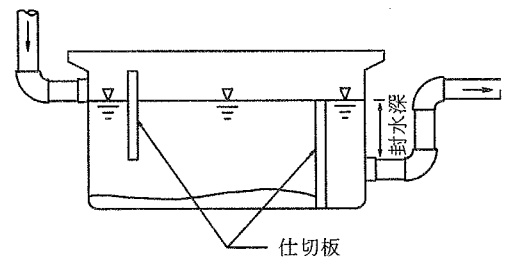
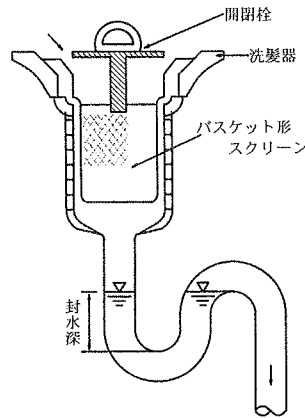


図-26 ヘア阻集器の例



(7) 排水槽

地階の排水または低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、この場合は、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

① 排水槽の種類

排水槽は流入する排水の種類によって次のように区分する。

ア 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。

イ 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留

するための排水槽である。

ウ 合併槽

汚水および雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。

エ 湧水槽

地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。

オ 排水調整槽

排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽である。

② 排水槽設置上の留意点

排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する。

ア 排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。(図-28参照)

イ 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水はおのおの分離する。

ウ ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。

エ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は臭気等に対して衛生上、環境上十分考慮をする。

オ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。

カ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。

キ 槽内部の保守点検用マンホール(内径60cm以上)を2箇所以上設ける。

ク ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集する柵、グリース阻集器を設ける。

ケ 機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。

コ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定すること。また、満水警報装置を設ける。

サ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、槽の実深さは計画貯水深さの1.5~2.0倍程度が望ましい。

シ 十分に支持力のある床または地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。

ス 内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とする。

セ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/

10以下の勾配をつける。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。

ソ ポンプの吸込み部の周囲および下部に残留汚水の減量のため10cmから20cm程度の間隔をもたせて、吸込みピットの大きさを定める。

タ ポンプ施設には逆流防止機能を備える。

チ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設ける。

③ 排水槽の維持管理

ア 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い、常に清潔良好な状態に保つようにする。

(少なくとも年3回以上)また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。

イ 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。

ウ 予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。

エ 清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。

オ 排水槽に関する図面(配管図、構造図等)を整理し、排水槽等の保守点検に努めること。

カ 点検および清掃作業を行う場合は、ガス検知器具により硫化水素濃度等を測定し、常に安全を確認すること。また、十分換気を行い、作業終了後、槽内に作業員がいないことを確認するまで換気を継続すること。

図-27 排水槽の例

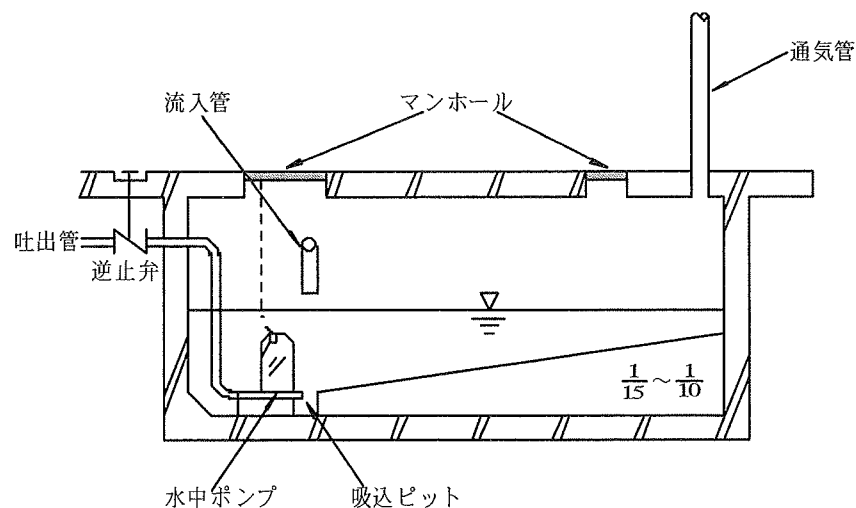
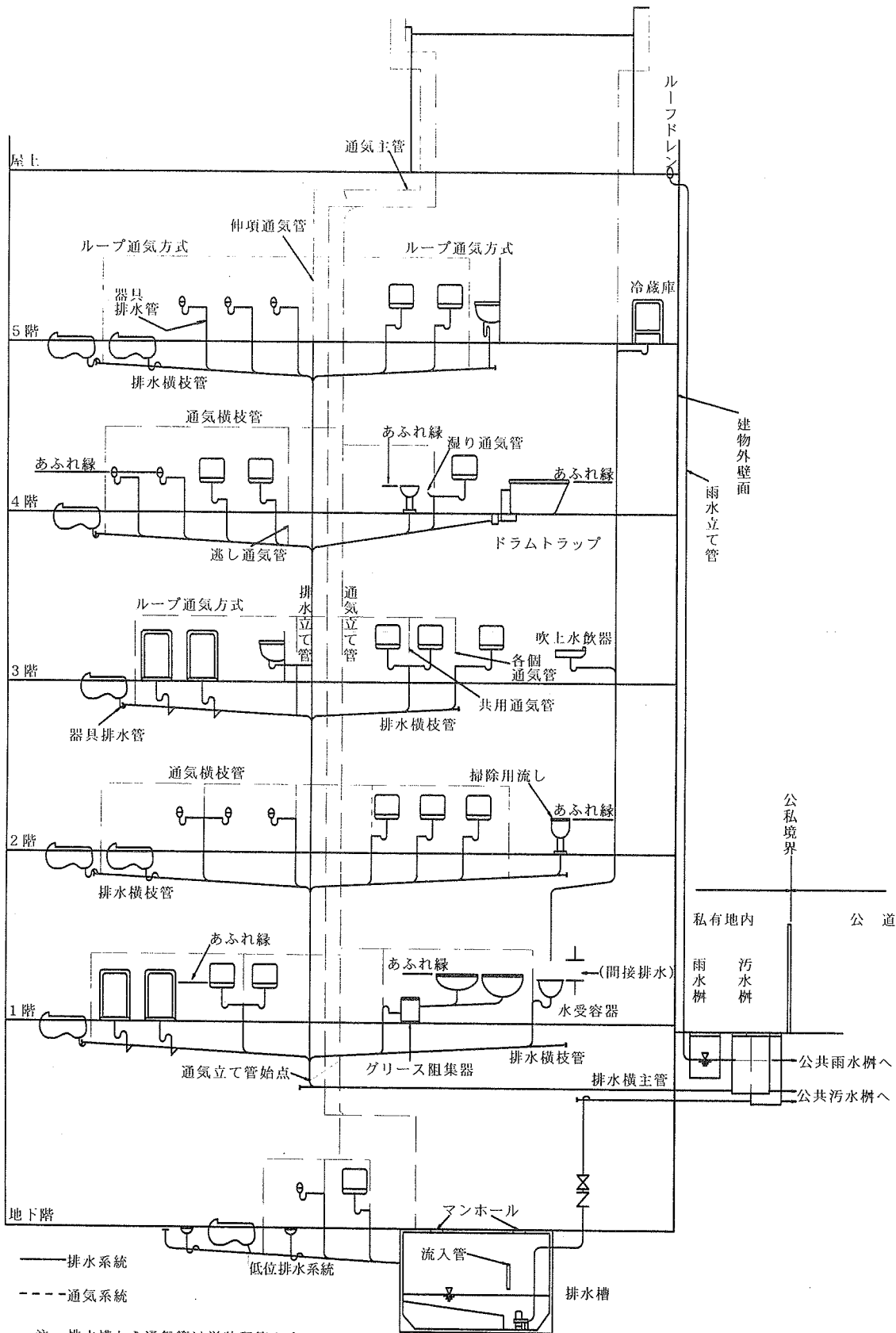


図-28 排水設備の例（分流式・高層建物）



【取扱二】

第3部 排水設備工事手続等の取扱

1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 排水設備計画確認通知書	6 5
⑥ 貸付申請書	6 5
⑦ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑧ 貸ビル等の排水設備の申請	6 6
(4) 確認通知書の交付	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 7

① 排水設備工事完成届書	6 7
② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑧ 委任状	6 8
⑨ 借用書	6 8
⑩ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
（4）完成書類の検査手順	6 8
4. 完成検査	6 8
（1）現場完成検査	6 8
（2）現場完成検査の主な項目	6 9
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公設柵設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	7 8
1 1. 靴洗い場排水の取扱	7 9
1 2. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	7 9 - 1

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |
| オ 貸付申請書 | (別紙 6) |
| カ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| キ 固定資産税納税証明書 (申請者) | (前年度分) |
| ク 所得証明書 (申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人も必要。

- ケ 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
この欄に書ききれない場合は、別添で添付すること。

② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出すること。
- ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面か

ら算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、指定業者、設計者の押印すること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする事。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水柵および柵設置工は、柵深別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でグラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、グラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施工業者、設計者の押印すること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする事。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜柵」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレーン、温泉排水等）

カ ルーフドレーンの排水を、公共雨水柵に直接接続する場合を除き、宅地内の設置可能な場所に泥溜柵を設置すること。

キ 柵間の勾配を記入すること。

⑤ 排水設備計画確認通知書

ア 確認通知書の作成にあたっては、別紙5を参考にする事。

イ 年月日、受付番号は記入しないこと。

ウ 宛名は、申請者名を記入すること。

エ 浄化槽切替や、区域外流入の場合は、欄外にゴム印で明示すること。

⑥ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする事。

イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。

ウ この他に、市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑦ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、排水設備の設置および構造の技術上の基準に適合させなければならないため、事前に床下集合配管システムに係る施工マニュアルを提出し、確認をうけること。また、設置する場合は、次の事項に特に注意すること。

- ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。
- イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。
- ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，下水道課普及係へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙 15 により「取り止め届」を給排水検査係に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成後 5 日以内に提出しなければならない。
- ② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 立会検査は，来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙 10-1, 10-2)

② 貸付資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙 10-1, 10-2)
- キ 委任状 (別紙 11)
- ク 借用書 (別紙 12)
- ケ 印鑑登録証明書 (申請者，保証人)

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては別紙7を参考にすること。
- イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にすること。
届の日付は、書類の提出日を記入すること。
- イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 材料の数量は実際に使用した数量を記入すること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。
- イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

⑤ 工事図面（平面図および立体図）

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。
- イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
- ウ ルーフドレインなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
- エ 2階以上の建物については、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
- カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
- キ 既設管路を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
- ク 施工業者、設計者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にすること。
- イ 検査は、工事完成日当日、または完成日以降、完成書類の提出日までに工事施工業者が行うこと。
- ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D. 等）の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼り付けて提出すること。

6. 公共樹設置の取扱

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合。

イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要とされる場合。

ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合。

エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合。

オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。

ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。

カ その他、管理者が必要と認める場合。

② 公共雨水樹を新設する場合

ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途協議すること。

イ その他、管理者が必要と認める場合。

(3) 公共樹設置申請の手続き

① 公共樹設置を申請する場合は、事業部下水道課設備係と事前協議すること。

② 事前協議で申請が認められた場合は、公共樹の位置、深さ、流入管径について協議すること。

③ 公共樹設置申請には、排水設備計画確認申請書と排水設備工事図面の写しを添付すること。

④ 公共樹設置工事は、工事発注事務、道路管理者との協議、占用手続きのため、2ヶ月程度の期間を必要とすることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。

② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。

③ 申請手続きは、(3)の公共樹設置申請の手続きによる。

7. 温泉排水設備工事の取扱

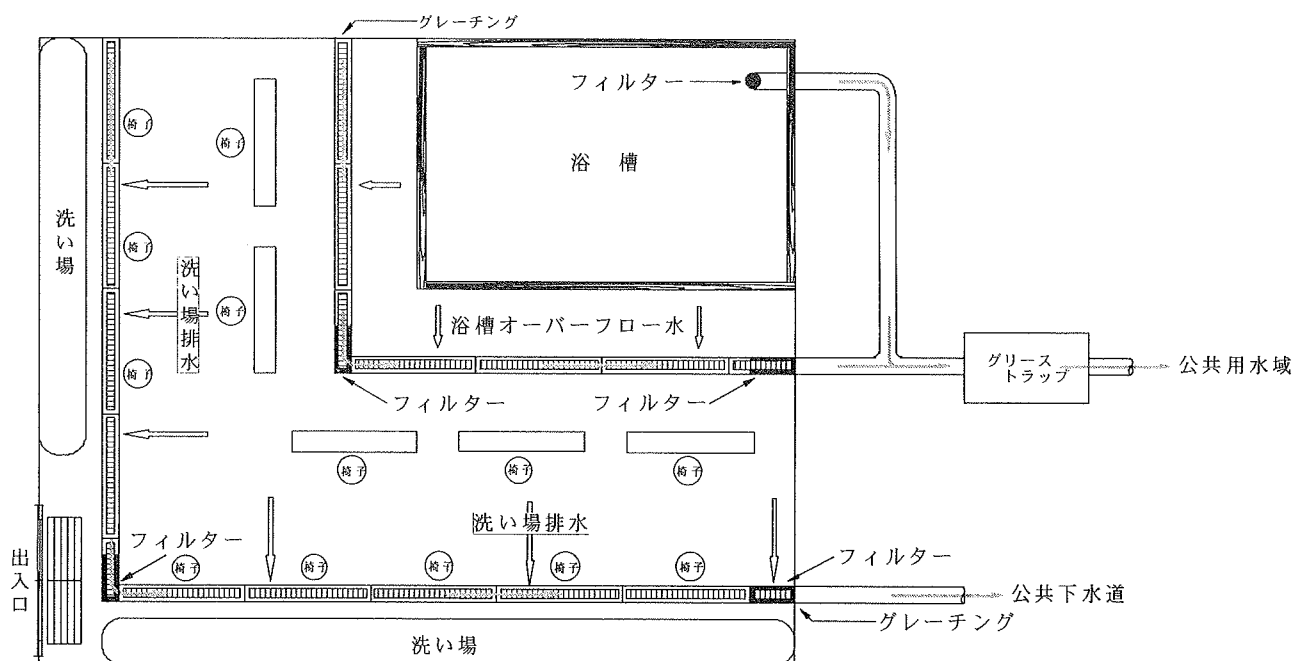
(1) 目的

高濃度塩化物イオン等に係る温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉業を新規に開設し、または増設、改築する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続し、石鹸水等の洗い場水は汚水として公共下水道（汚水管）に接続する排水設備を設置する。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共用水域に排出することを認めるが、水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、グリーストラップ、フィルター等により、毛髪、油脂等を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、塩化物イオン濃度等が温泉の泉質により違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について事業部業務課水質指導係と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



8. 下水道処理区域外からの
公共下水道施設の使用に関する取扱

8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱

(1) 目的

下水道処理区域外の施設等から排除される下水を公共下水道に排除しようとする場合について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、公共下水道を使用しようとする者の申請に基づき申請者の施設から排除される水質、水量を勘案し、下水道施設の許容限度内において公共下水道の利用を許可することができる。

(3) 排水施設の設置について

公共下水道に接続する排水施設については申請者が私費で設置する。なお、工事完成後、施設は自己管理しなければならない。ただし、私費で設置した排水施設の一部を工事完成後、無償譲渡する場合は、9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱により行うこと。

(4) 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に伴う申請

① 申請書類

ア 行為の許可申請書（様式第10号）

イ 附近見取図

ウ 平面図

排水設備計画確認申請書の工事図面の写しとする。

エ 流量計算書（管理者が必要としたとき。）

② 申請手続

ア 申請者は、行為の許可申請書を管理者へ提出する。

イ 管理者は、申請書の内容を確認し、許可書を申請者に交付する。

ウ 申請者は、公共下水道施設への接続工事申請を、2. 排水設備の申請手続により行うこと。

③ 許可に係わる条件

ア 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときは、速やかに管理者と協議すること。

イ その他管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(5) 下水道使用料について

利用者は、処理区域内と同様に下水道使用料を納入するものとする。

9. 管理者以外の者が行う

公共下水道工事の取扱

9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工事（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出する。
- エ 工事完了後、完了届および工事の記録写真を速やかに管理者へ提出する。
- オ 検査完了後、施設受渡書を提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続きをする。
- カ 管理者は、施設受渡書を申請者に交付する。

③ 工事に係わる条件

- ア 工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(5) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

(6) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については概ね次の通りである。

市道 約1週間～2週間 国道 約2週間以内

道道 約3週間～4週間 警察 約5日間以内

② その他

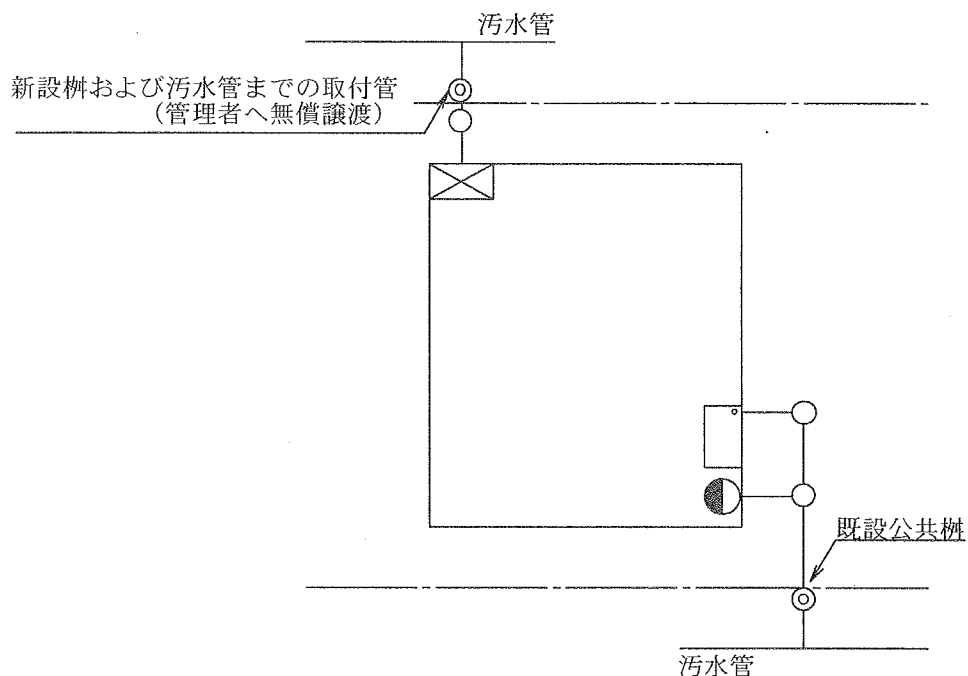
工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

(7) 工事実施例

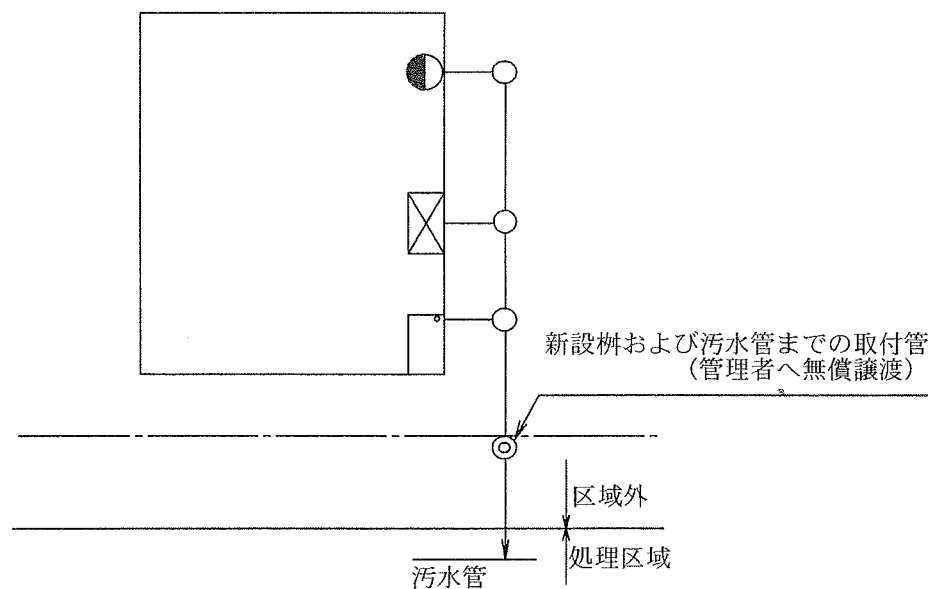
① 処理区域内の場合

家の前に公共柵は設置されているが，個人の事情により新たに公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し，工事完成后，施設を無償譲渡する場合。



② 処理区域外の場合

公共下水道へ技術的に接続可能であり，公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し，工事完成后，施設を無償譲渡する場合。



10. 公共下水道施設の

一時的な使用許可に関する取扱

10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱

(1) 目的

建設工事等による地下湧水や温泉の揚水試験のため、一時的に公共下水道を使用する場合について、排水処理を適正に行うことを目的とする。

(2) 公共下水道施設の一時使用許可に伴う申請

① 申請書類

- ア 公共下水道一時使用許可申請書
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 沈砂槽等の構造図
- カ 排水量算定書

排水量については、ポンプの能力をもとに一日あたりの排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）と使用予定日数を乗じて算定したもの。

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道一時使用許可申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、許可書を申請者に交付する。
- ウ 使用を開始した時は、使用開始届を速やかに管理者へ提出する。
- エ 使用を終了した時は、使用終了届を速やかに管理者へ提出する。

③ 工事に係わる条件

- ア 沈砂槽は管理者と十分協議のうえ設計し、設置すること。
- イ 沈砂槽は排水を開始してから定期的に点検し、溜まった沈砂は除去すること。
- ウ 排水時の土砂等により公共下水道管が閉塞し、あるいは流水に支障が生じたときは、下水道維持係に連絡し、指示に従い、申請者の責任において清掃すること。
- エ 使用の状況によっては、一時中止を命ずることがある。
- オ その他管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

(3) 中間検査

中間検査は、管理者へ使用開始届提出後に施設の設置状況、放流先および放流水の水質が基準に適合しているかを検査するもので、検査にあたっては、現地において施工者立会いのもと、管理者が検査を行うことを原則とする。

(4) 下水道使用料について

使用終了届を提出後に、公共下水道へ排出された排水量に応じて算出した下水道使用料を別に発行する納入通知書により支払うこと。

1 1 . 靴洗い場排水の取扱

1.1. 靴洗い場排水の取扱

(1) 目的

靴洗い場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共汚水柵に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

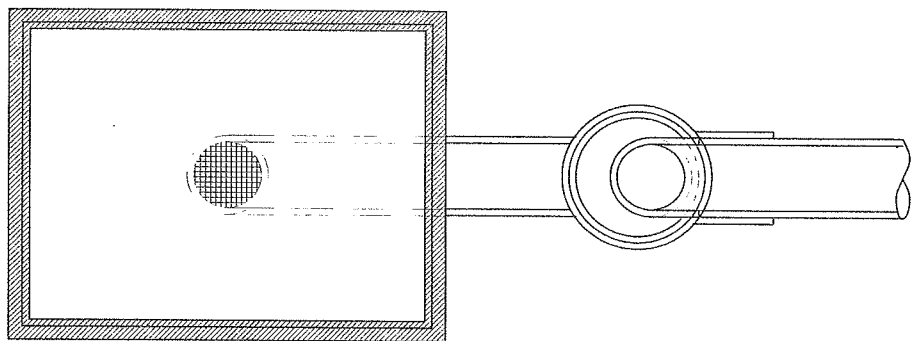
(2) 公共汚水柵接続の要件

- ① 臭気、詰まり等を防止するため、防臭溜柵を必ず設置する。
- ② 雨どい、ルーフドレーン等からの雨水排水は、靴洗い場に流入させない構造とする。

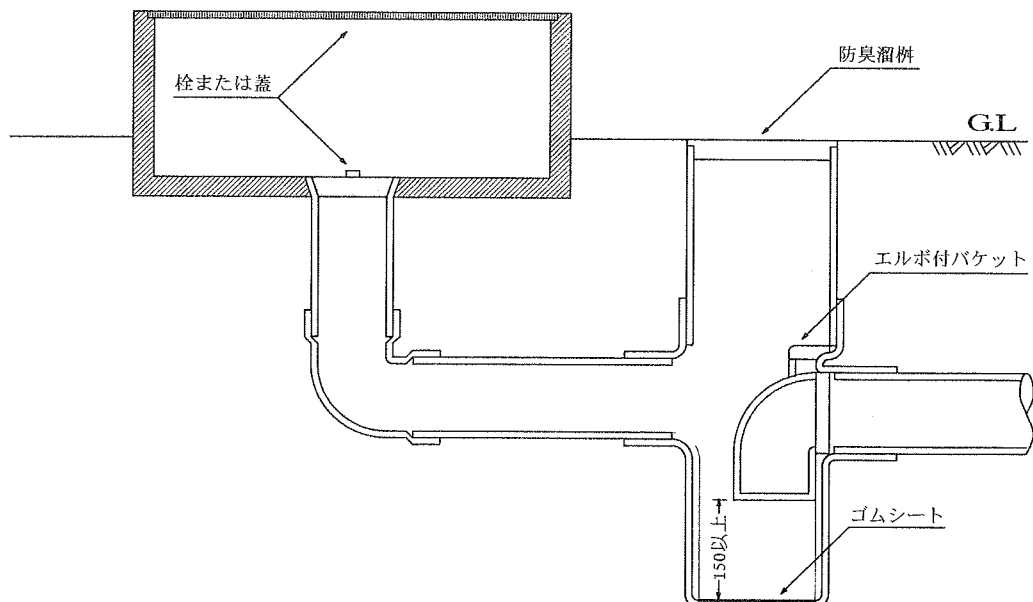
(3) 靴洗い場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等、詰まりの原因となるものが排水されるため、定期的に泥溜の点検、清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗い場は、雨の流入を防止するため、靴洗い場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。

平面図



断面図



1 2. 排水設備工事竣工図書等の

閲覧の取扱

1 2. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

排水設備工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事竣工箇所平面図台帳：1 / 5 0 0 および路線別竣工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、局職員が立ち会うものとし、局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者および使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事竣工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの

保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をすること。

- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、利用目的の達成後においては、不必要となった書面は、速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は、町の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により、閲覧できないものもあることに留意すること。

第4部

そ の 他

第4部 その他

1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱 79 - 4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱 79 - 15

1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱

1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

(許可)

第3条 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水^{きよ}渠が設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水^{きよ}渠に排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水^{きよ}渠に異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つ

の排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合において、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。
- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件
（許可の申請）

第4条 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
- (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
- (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
- (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および

排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量

- (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
- (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果

2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水，河川の水，湖沼の水，地下水，雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉，海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は、申請の日前2箇月の間において、測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように、全日操業をしている場合にあっては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において、全日操業している場合以外の場合にあっては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は、操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。

- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については、管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは、管理者が別に定める回数および時期によることができる。

- (4) 第1号の測定のための試料は、次号に規定する場合を除くほか、公共用水域（2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}

が設けられている場合にあっては、当該排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。)への排出口ごとに、公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取すること。

- (5) 2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合において、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}に排出される下水が、互いに第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は、前号の規定にかかわらず、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域(公共用水域に至るまでの間に当該排水管または排水渠^{きよ}の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水管または排水渠^{きよ}が更に接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあっては、当該更に接続した排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。)への排出口ごとに、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取して行うことができる。

3 第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(許可の基準)

第5条 管理者は、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 下水の水質が前条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水の区分に応じ、それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。
- (2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。
- (3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度（pH）	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 ^{厚生省建設省} 省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量（BOD）	20以下	20以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質（SS）	70以下	70以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.1以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 6価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1・1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1・3-ジクロロプロパン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジ	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230（海域以外10）以下	230（海域以外10）以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15（海域以外8）以下	15（海域以外8）以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 亜鉛及びその化合物	5以下	5以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 ダイオキシン類	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均値120）以下	160（日間平均値120）以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第30号に規定する方法
39 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	検定方法第27号に規定する方法
40 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量 5以下 (2) 動植物油脂類含有量 30以下	5以下 30以下	省令第8条第6号に規定する方法
41 窒素含有量	120（日間平均値60）以下		省令第8条第7号に規定する方法
42 磷含有量	16（日間平均値8）以下		省令第8条第8号に規定する方法

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度（pH）、大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については、mg/ℓとする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 第4条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水について測定しなければならない項目は、この表に掲げる項目から、南処理区域にあっては窒素含有量および磷含有量を除いたすべての項目とする。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

別記第1号様式（第4条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所 （法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）
申請者 氏名 （法人にあっては、
名称および代表
者の氏名）
電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水，河川の水，湖沼の水，地下水，雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉，海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

【取扱二】

別記第2号様式（第6条関係）

排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年 月 日付 けで申請のあった下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しない下水の排除については、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
4	下水の種類	(下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	許可の条件	<p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員として身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p>
9	その他	許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。

【取扱二】

別記第3号様式（第7条関係）

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名 （法人にあっては、名称および代表者の氏名）
 電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 公共用水域の名称		
(2) 下水の水量	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$
	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$
3 変更しようとする年月日	年 月 日	
4 変更の理由		

【取扱】

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

別記第4号様式（第8条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名 （法人にあっては、名称および代表者の氏名） 印
電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 氏名（法人にあっては、名称）		
(2) 法人の代表者の氏名		
(3) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
(4) 電話番号	—	—
(5) 工場または事業場の名称		

【取扱二】

別記第5号様式（第9条関係）

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者 氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 工場または事業場の名称	
3 工場または事業場の所在地	
4 下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
5 下水の種類	(下水の名称：)
6 下水を排除しなくなった年月日	年 月 日
7 下水を排除しなくなった理由	

【取扱二】

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

2. キッチン生ごみ処理システム

計画確認等事務の取扱

2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。次条において「改正前の建築基準法」という。）第38条の規定に基づき建設大臣が配管設備として認定したキッチン生ごみ処理システムに係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチン生ごみ処理システム ディスポーザー（生ごみを破碎する装置をいう。以下この号において同じ。）、これに接続し生ごみを分解処理するために設けられる反応槽およびこれに接続して処理水を公共下水道に排除するために設けられる設備ならびにこれらの設備を補完するために設けられる設備の総体（ディスポーザーの単体を設置し、破碎した生ごみを公共下水道に直接排除する設備であるものを除く。）であって、建設大臣が改正前の建築基準法第38条の規定に基づき認定した配管設備をいう。
- (2) 使用者 キッチン生ごみ処理システム（以下「システム」という。）の維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (3) メーカー 改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認定したシステムの製造および販売等を行う者をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 システムの設置または変更の計画について条例第3条の確認の申請をしようとする者（第6条において「申請者」という。）は、函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して、公営企業

管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) システムの認定書の写し
- (2) システムの仕様書
- (3) システムの設置図
- (4) システムの維持管理計画表（別記第1号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式）
- (6) 使用者承継確認書（別記第3号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類
（維持管理に関する指導）

第4条 管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 維持管理計画表に基づく点検を維持管理委託契約を締結した専門の維持管理業者に行わせることとし、当該点検の実施記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (3) 管理者が維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（措置命令）

第5条 管理者は、使用者が条例第5条の2各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）もしくは条例第5条の3第1項各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および下水道法（昭和33年法律第79号。以下この条において「法」という。）第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされる下水を除く。）を公共下水道に排除したとき、または公共下水道の管理上必要があると認めるときは、法第38条の規定に基づき、当該使用者に対し、行為の中止、変更その他の必要な措置を講ずるよう命ずるもの

【取扱二】

とする。

(メーカーに対する指導)

第6条 管理者は、必要があると認める場合には、メーカーに対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(関係機関との連携)

第7条 管理者は、函館市下水道条例施行規程第2条第2項の規定による審査に当たっては、関係機関との密接な連携を図るものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

維持管理計画表

点 検 項 目			点検回数(回/年)		
1	配管系 統部	生ごみ流入配管部 [ディスポーザーから 反応槽までの配管部分]	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清 掃		
		処理水放流配管部 [反応槽から公共ます等 までの配管部分]	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清 掃		
2	反応槽 部	防臭装置			
		スカム発生量			
		処 理 水 水 質	生物化学的酸素要求量（BOD）		
			浮遊物質量（SS）		
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
		引抜汚泥量			
		清 掃			

【取扱二】

注 「スカム」とは、水面に発生するもので、油脂、繊維または固形物等が集まったものをいう。

別記第2号様式（第3条関係）

維持管理業務委託契約確認書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所（法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）
申請者 氏名（法人にあっては、
その名称および
代表者の氏名）
電話番号

印

次のキッチン生ごみ処理システムの使用者が確定していないので、使用者が確定したときは、直ちに、使用者に当該システムの維持管理に関し専門の維持管理業者と契約を締結させることとし、締結後は、速やかに使用者承継確認書および維持管理業務委託契約書の写しを提出させます。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

【取扱二】

別記第3号様式（第3条関係）

使用者承継確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所（法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）
使用者 氏名（法人にあっては、
その名称および
代表者の氏名）
電話番号

印

次のキッチン生ごみ処理システムを設置する建築物の譲渡等を行う
場合においては、当該譲渡等により新たに使用者となる者が函館市キ
ッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱第4条に定める維
持管理に関する指導を受ける地位を承継するものであることを当該者
に説明します。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

【取扱二】

第5部

申請書等の様式と記入例

第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6	水洗便所改造等資金 貸付申請書 排水設備設置資金	8 6
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙 9	排水設備工事検査表	8 9
別紙 10-1	工事写真（1）	9 0
別紙 10-2	工事写真（2）	9 1
別紙 11	委任状	9 2
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13	貸付資金検査回付一覧表（給排水検査係控）（普及係控）	9 4
別紙 14	排水設備検査済書	9 5
別紙 15	取り止め届	9 6

